

## II. 基本構想見直し方針（抄）

※「基本構想見直し方針」の原本に記載の「基本構想の原文」については省略しています。

平成21年度第8回序議決定(平成21年10月2日)

### I.はじめに

我孫子市は、平成12年9月に、平成14年度を初年度とし20年後の平成33年度を目標年次とする基本構想を策定しました。

現在、この基本構想のもと、平成20年度から第二次基本計画をスタートさせ、基本構想で掲げたまちづくりの実現に向けて、5つの重点プロジェクトを中心にさまざまな施策を開展しています。

しかしこの間、地方分権や社会保障などの様々な制度改革が進展するとともに、地域での高齢化の加速や税収の減少、コミュニティとしての共同意識の希薄化など、我孫子市のおかれた環境は、内外ともに大きく変化しています。

今回の見直しは、現基本構想が掲げるまちづくりの基本的考え方を前提に、我孫子市が今後こうした変化に適切に対応し、自立した都市としてより持続的の発展ができるよう行うものです。

見直しは、2段階に分けて行います。この見直し方針は、その第1段階として、平成20年11月に設置した検討委員会でまとめた報告書を基に、基本構想の全体を通して、現状と課題の整理を行い、見直しの論点についてまとめたものです。そして、第2段階では、これを踏まえて、総合計画審議会や府内の策定委員会で本格的な見直しを行います。

見直しの論点は、本格的な見直しの中で議論するベースとなるものですが、今後の議論を拘束するものではありません。

今後は、総合計画審議会や府内の策定委員会で本格的な見直しを進め、平成24年4月スタートを目標に取り組んでいきます。

### II. 基本構想見直しの視点

我孫子市の基本構想では、平成33年の目標人口を15万人としていますが、平成20年に行った推計では、平成27年の約13万6千人をピークにその後は減少に転じ、平成33年は13万5千人と見込まれています。

また、平成21年の高齢化率は、市全体では21%ですが、今後、急速に高齢化が進み、平成33年には30%になると予測されています。市内の高齢化率は、宅地の開発時期によって地区ごとにばらつきがあり、平成33年に、柴崎台や本町などの地区で10%台にとどまる一方、久寺家や新木野などの地区では40%台の後半に達すると見込まれています。

さらに、市内の各地域では、このような高齢化の加速や共同意識の希薄化などによって、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が、今後一層低下していくことが予想されます。

加えて、団塊の世代の定年退職に伴い、個人市民税が減少し市税全体としても減少することが見込まれる一方で、地方分権がさらに進展し、ますます自立した都市経営が求められてきています。

このような状況に的確に対応して、我孫子市を持続可能な自立した都市として発展させていくためには、活力あるまちづくりや、若い世代にとって魅力ある住みやすいまちづくりを、より積極的に進めていくことが必要です。

このため、現基本構想のまちづくりの考え方を前提に、こうした課題に柔軟に対応できるよう、次の視点を基本に基本構想の見直しを行います。

#### ○活力あるまちづくりに向けた土地利用のあり方

- ・企業が立地できる環境づくり

雇用の確保や税収増につながる新たな企業誘致と住工混在の解消を図るために土地利用や産業施策のあり方

#### ・骨格道路の整備のまちづくりへの活用

千葉柏道路などの骨格道路の整備をまちの発展にいかすための土地利用や都市計画道路網のあり方

#### ○地域コミュニティの再構築

高齢化の加速や共同意識の希薄化に的確に対応し、すべての市民がそれぞれの地域において安心して暮らしていくための地域コミュニティのあり方

なお、目標人口や計画期間など、基本構想のあり方についても見直しを検討します。

### III. 基本構想見直しの論点

#### 1. 目標年次

##### ◇現状と課題

- ・基本計画をはじめとした市のさまざまな計画や施策が基本構想を拠り所とすることから、社会経済状況の変化が著しい中、20年という計画期間が長すぎて、社会環境の変化に十分対応することができません。また、社会環境の変化に対応するためのルールや、市長の政策やマニフェストを反映させるためのルールが確立されていません。

##### ◆論点

- ・「将来都市像」などの我孫子市がめざすまちの姿や地域のビジョンについては、ある程度長期的なスパンで想定しておく必要がありますが、計画期間の20年はおおむね妥当であり、安易に変更すべきではないと考えられます。

- ・しかし、将来都市像を実現するために「施策の大綱」などで示している具体的な施策の展開方向については、社会環境の変化に対応するためのルールや、市長の政策やマニフェストを反映させるためのルールを検討する必要があります。

##### ・【第二次基本計画の付帯意見書の意見】

環境や条件の変化が激しい21世紀初頭に20年間という超長期の安定的構想を設定するのは不可能であり、基本構想を機動的かつ柔軟に絶えず見直すか、3~5年のローリングプラン方式をとり入れるべきです。

##### ・【まちづくり専門家会議での意見】

基本構想の将来都市像については、20年というロングスパンでいいが、それを実現するための具体的な施策については、基本計画で社会環境の変化に対応できるよう検討すべきです。

#### 2. 将来都市像

##### ◇現状と課題

- ・将来都市像としては具体的な目標や手段が記述されており、記述内容に現在の状況と整合していない部分があります。

##### ◆論点

- ・将来都市像の柱や趣旨の変更は、行うべきではないと考えられます。

- ・しかし、すでに目標を達成している「水質改善ベスト1を実現します」という記述については、時点修正をすべきかどうか検討する必要があります。

- ・「地域」という言葉の意味や使い方を整理しておく必要があると考えられます。

##### ・【まちづくり専門家会議での意見】

まちづくりの理念は、社会環境が変化したからといって、安易に変えるべき性格のものではないと考えます。

### 3. 人口

#### ◆現状と課題

- ・第二次基本計画策定期（平成20年1月）に行った推計では、平成27年の13万6千人をピークにその後は減少に転じ、平成33年は13万5千人と見込まれています。今後の人口減少の趨勢を踏まえると、定住化策などのソフト的な施策展開を行ったとしても、15万人を達成することは困難です。
- ・人口の推計や設定で、外国人を加味していませんでした。

#### ◆論点

- ・基本構想で定める人口のあり方と15万人という目標人口について、次の3つ考え方をもとに検討する必要があります。
  - ①現基本構想のような達成目標としての目標人口を定め、その目標人口を達成するための施策展開を図っていくべきです。
  - ②現基本構想のような達成目標ではなく、将来のあるべきまちの姿を見据えてそのフレームとして一定の目標人口を定め、その目標人口に見合った基盤整備やまちづくりを進めていくべきです。
  - ③過大な設備投資を防ぐため推計人口を踏まえた現実的な想定人口の記述にとどめ、それを踏まえたまちづくりを進めていくべきです。
- ・今後の人口の推計や設定にあたっては、外国人を加味して行う必要があります。

### 4. 都市構造の形成

#### 1) 自然環境ゾーンの形成

##### ○自然環境ゾーンの形成

#### ◆現状と課題

- ・自然環境ゾーンについては、「その特性をいかしながら、それぞれを一体的に保全・活用します」とありますが、そこで何をどのように保全・活用していくのかがわかりにくい記述となっています。
- ・活力あるまちづくりに向けて、自然環境ゾーン内で工業をはじめとした商業・業務系の土地利用の推進が検討されています。
- ・農業従事者の高齢化や農業の担い手不足に伴って、農地として保全・活用していくことが困難な土地が増加してきており、どのように農地として保全・活用していくのかが課題となっています。
- ・現在、国による概略計画の検討が進められている千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」は、自然環境ゾーンを通過することが想定され、千葉柏道路が整備されることになった場合は、市として、その沿道などの土地利用の方針を国に提示していく必要があります。
- ・自然環境ゾーン内であっても、現在の法令の下では、農用地区域でない市街化調整区域においては、社会福祉施設、医療施設、学校施設、ドライブインやガソリンスタンドなどの沿道施設、特定工作物（第1種は、コンクリートプラントや危険物の貯蔵・処理に供する工作物など、第2種は、ゴルフ練習場や遊園地など）などの立地が可能です。
- ・都市計画道路根戸新田・布佐下線は、その整備完了後に国道化が予定されており、国道化された場合には、現在の市の開発行為に関する条例では、自然環境ゾーン内であっても、ドライブインやガソリンスタンドなどの沿道土地利用が許可されることになります。
- ・自然環境ゾーン内に、現在、農用地区域からの除外が検討されている区域がありますが、「我孫子市農用地等の保全活用に関する条例」が制定され、農用地区域から除外された場合は、市長が農用地等保全活用区域に指定することができます。

#### ◆論点

- ・自然環境ゾーンについては、そこで何をどのように保全・活用していくのかについて、より明らかにする方向で検

討する必要があります。

- ・自然環境ゾーン内で検討されている工業をはじめとした商業・業務系の土地利用は、自然環境ゾーンに影響を与えるに進むことはできないので、自然環境の広がりを大切にしている将来都市像との整合性について整理する必要があります。また、今の将来都市像のまま自然環境ゾーン内でそのような土地利用が進められるのか検討する必要があります。
- ・工業をはじめとした商業・業務系の土地利用を自然環境ゾーン内で推進するにあたっては、都市計画マスターplanにブレイクダウンする場合の拠り所が必要ですが、この「自然環境ゾーンの形成」の原文は変更せずに、「土地利用の基本方針」である程度地区が限定できるよう記述しておく必要があるという考え方や、工業をはじめとした商業・業務系土地利用の推進が検討されていることや外的な要因、さらには法的な土地利用規制も含め同じゾーン内であっても自然環境や土地利用の実態が一様でないため、そのあり方について検討を加え濃淡をつけて記述しておく必要があるという考え方などがあることから、今後さらに検討していく必要があります。
- ・千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」が自然環境ゾーンを通過する場合は、自然環境に配慮した道路とするよう国に要望できるとの理由や、道路の整備にあたって自然環境を創造することもできるとの理由により、基本構想の原文やゾーニングを変更しないで対応できると考えられます。
- ・都市計画道路根戸新田・布佐下線のうち国道化が予定されている区間で見込まれるドライブインやガソリンスタンドなどの沿道土地利用への対応については、今後も自然環境ゾーンを守っていく視点からそのような土地利用を認めないという考え方や、逆に、沿道土地利用をまちの発展に活かしていく視点から認めていくという考えがあることから、今後さらに検討していく必要があります。
- ・自然環境ゾーン内で、現在、農用地区域からの除外が検討されている区域については、農用地区域から除外されても、自然環境ゾーンとして保全していくとともに、「我孫子市農用地等の保全活用に関する条例」によって、市長が農用地等保全活用区域に指定することができるようになることから、基本構想の原文を変更する必要はないと考えられます。

#### ○自然環境ゾーンの核づくりと自然環境ゾーンをつなぐ軸の形成

#### ◆現状と課題

- ・自然環境ゾーンをつなぐ軸については、その具体的な役割や必要性がわかりにくい記述となっています。
- ・北新田ゾーンと古利根沼ゾーンをつなぐ軸は、国道6号とJR常磐線で分断され、利根川河川敷はゴルフ場であることから、軸としての整備が困難となっているとともに、千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」と重なることが想定されます。また、手賀沼干拓地ゾーンと利根川ゾーンをつなぐ軸が、千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」と重なることが想定されます。さらに、工業をはじめとした商業・業務系の土地利用の推進が検討されている地区は、古利根沼ゾーンと岡発戸・都部谷津ゾーンをつなぐ軸と重なっています。

#### ◆論点

- ・自然環境ゾーンをつなぐ軸については、今後も公園・緑地や河川・水路、街路樹などによって軸の形成を図っていく必要があることや、自然環境ゾーンをつなぐ軸のイメージを幅広く捉えると、ゴルフ場や街路樹も軸の形成に寄与するものと考えられること、千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」が自然環境ゾーンをつなぐ軸と重なる場合は、つなぐ軸に配慮して自然環境の連続性を創造するよう国に要望できること、工業をはじめとした商業・業務系の土地利用が自然環境ゾーンをつなぐ軸と重なる

場合は、つなぐ軸に配慮し公園や緑地によって自然環境の連続性を創造できることから、基本構想の趣旨を変更する必要はないと考えられます。しかし、自然環境ゾーンをつなぐ軸の具体的な役割や必要性について、明らかにする方向で検討する必要があります。

## 2) 地区のまとまりと拠点の形成

### ○地区の形成

#### ◇現状と課題

- ・地区の数や地区割りが、分野別の計画によって異なる場合があります。
- ・地区拠点とは何か、また、地区の拠点機能とは何かが明らかになっていません。
- ・地区ごとに地区の特性が異なることから、地区によって必要な拠点機能が異なります。また、拠点機能の中には、商業機能や金融・郵便等の業務機能など市で整備できない機能があります。

#### ◆論点

- ・基本構想での地区は、ハード的な都市構造としての地区と捉え、現状どおり駅を中心とした5つの地区を基本と考えます。しかし、分野別の計画によっては、地区的区域や数が異なり、基本構想の地区割りと整合しない場合があるため、「地区別構想」のリード文に、それを許容するような記述をするかどうか検討する必要があります。
- ・地区拠点とは何か、また、地区の拠点機能とは何かを明らかにする方向で検討する必要があります。
- ・地区拠点の機能については、「地区的特性に応じた拠点機能の集積を図っていく」という方向で検討する必要があります。
- ・「地区」という言葉の意味や使い方を整理しておく必要があります。

### ○中心拠点の形成

#### ◇現状と課題

- ・中心拠点とは何か、また、駅を中心とした5つの地区ごとのコンパクトなまちづくりをめざしてきたのになぜ中心拠点が必要なのか、さらに、なぜ我孫子駅周辺を中心拠点とするのかが、明らかになっていません。
- ・中心拠点の「ネットワークの拠点としての機能」とは、市内全地区を対象とした情報や交流のネットワークの拠点としての機能（全地区から情報が集まる機能や全地区に情報を発信する機能など）を意図したものですが、抽象的でわかりにくい表現となっています。
- ・「市のシンボルとなる中心拠点」とは、我孫子駅から手賀沼周辺の商業や環境、観光などの我孫子を売る機能、我孫子に人を呼ぶ機能、来訪者を楽しませる機能の集約を意図したものですが、抽象的でわかりにくい表現となっています。

#### ◆論点

- ・中心拠点とは何か、駅を中心とした5つの地区ごとのコンパクトなまちづくりをめざしてきたのになぜ中心拠点が必要なのか、なぜ我孫子駅周辺を中心拠点とするのかについて、明らかにする方向で検討する必要があります。
- ・中心拠点の「ネットワークの拠点としての機能」や「市のシンボルとなる中心拠点」について、具体的にわかりやすく表現する方向で検討する必要があります。

## 3) 交通軸の形成

### ○広域交通軸の形成

#### ◇現状と課題

- ・現在、国による概略計画の検討が進められている千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」は、自然環境ゾーンを通過することが想定され、千葉柏道路が整備されることになった場合は、市の交通体系に影響を与えることが考えられます。

#### ◆論点

- ・千葉柏道路計画については、市民の生活や自然環境に十分配慮するという視点だけではなく、千葉柏道路の整備をまちの発展にいかしていく視点から市の対応方針を整理し、基本構想で記述しておく必要があるという考え方や、具体的な計画が国から示されておらず、市の具体的な対応方針が定まっていない段階で、市の対応方針を記述することはできないという考え方、また、現在の「さらに、新たな広域交通軸の形成にあたっては、市民の生活や自然環境に十分配慮します。」という記述で対応できるという考え方などがあることから、今後さらに検討していく必要があります。

## 4) 将来都市構造図

#### ◇現状と課題

- ・現在、国による概略計画の検討が進められている千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」は、自然環境ゾーンを通過することが想定され、千葉柏道路が整備されることになった場合は、市として、その沿道などでの土地利用の方針を国に提示していく必要があります。

#### ◆論点

- ・千葉柏道路計画については、想定のレベルから確実に利根川沿いを通るというレベルに熟度が高まっていることから、都市計画マスターplanにブレイクダウンする場合の拠り所となるよう将来都市構造図に外的要因として千葉柏道路の構想線があるということを表現しておく必要があるという考え方や、具体的な計画が国から示されておらず、市の具体的な対応方針が定まっていない段階で、将来都市構造図に千葉柏道路の構想線を記述するということは、市の対応方針が定まったこととなるため記述できないとの考え方などがあることから、今後さらに検討していく必要があります。

## 5. 土地利用の基本方針

#### ◇現状と課題

- ・市街地の土地利用にあたっては、市街地の賑わいづくりや商業をはじめとした産業の活性化なども必要となっています。
- ・平成18年3月に、それまで市内に約26haあった工業地域について用途地域の変更を行い、そのうちの約1.6haを準工業地域に、約5.2haを近隣商業地域に、約19.2haを第一種居住地域にしたことから、一定規模以上の工業系の土地利用ができる区域が、変更前に比して約24.4ha減少しました。
- ・活力あるまちづくりに向けて、自然環境ゾーン内で工業をはじめとした商業・業務系の土地利用の推進が検討されています。
- ・現在、国による概略計画の検討が進められている千葉柏道路の「利根川沿いの構想ルート帯」は、自然環境ゾーンを通過することが想定され、千葉柏道路が整備されることになった場合は、市として、その沿道などでの土地利用の方針を国に提示していく必要があります。
- ・都市計画道路根戸新田・布佐下線は、その整備完了後に国道化が予定されており、現在の市の開発行為に関する条例では、自然環境ゾーン内であっても、ドライブインやガソリンスタンドなどの沿道土地利用が許可されることがあります。
- ・自然環境ゾーン内に、現在、農用地区域からの除外が検討されている区域がありますが、「我孫子市農用地等の保全活用に関する条例」が制定され、農用地区域から除外された場合は、市長が農用地等保全活用区域に指定することができます。

#### ◆論点

- ・市街地の土地利用方針については、市街地の賑わいづくりや商業をはじめとした産業の活性化なども進めていく方向で検討する必要があります。

- ・自然環境ゾーン内で検討されている工業をはじめとした商業・業務系の土地利用は、自然環境ゾーンに影響を与えることはできないので、自然環境の広がりを大切にしている将来都市像との整合性について整理する必要があります。また、今の将来都市像のまま自然環境ゾーン内でそのような土地利用が進められるのか検討する必要があります。
- ・工業をはじめとした商業・業務系の土地利用を推進するにあたっては、都市計画マスターplanにブレイクダウンする場合の拠り所が必要であることから、ある程度地区が限定できるように記述内容を変更する方向で検討する必要があります。
- ・活力あるまちづくりに向けて、千葉柏道路の整備をまちの発展にいかしていく視点から、その沿道などでの土地利用のあり方について検討し記述していくかどうか、今後さらに検討していく必要があります。
- ・都市計画道路根戸新田・布佐下線のうち国道化が予定されている区間で見込まれるドライブインやガソリンスタンドなどの沿道土地利用への対応については、今後も自然環境ゾーンを守っていく視点からそのような土地利用を認めないという考え方や、逆に、沿道土地利用をまちの発展に活かしていく視点から認めていくという考えがあることから、今後さらに検討していく必要があります。
- ・自然環境ゾーン内で、現在、農用地区域からの除外が検討されている区域については、農用地区域から除外されても、自然環境ゾーンとして保全していくとともに、「我孫子市農用地等の保全活用に関する条例」によって、市長が農用地等保全活用区域に指定することができるようになることから、基本構想の原文を変更する必要はないと考えられます。
- ・【まちづくり専門家会議での意見】  
土地利用の制限については、基本構想で記述するのではなく、基本計画や都市計画マスターplanなどに委ねた方が良いと考えます。

## 6. 施策の大綱

### 1) 環境

#### (2) 環境にやさしくらしの実現

##### ◇現状と課題

- ・現在、地球規模の環境問題として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出による地球温暖化が急速に進行しており、深刻な影響が出ることが確実視されていますが、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく姿勢が読み取りにくい記述となっています。

##### ◆論点

- ・地球温暖化対策については、全市的に取り組む課題であることから、積極的に取り組んでいく方向で検討する必要があります。なお、二酸化炭素排出量の削減には、自動車利用のあり方が大きな課題であることから、公共交通機関や低公害車などの利用促進について記述するかどうか、検討していく必要があります。

### 2) 産業

#### (1) 地域に根ざした産業の活性化

##### ◇現状と課題

- ・タイトルが「地域に根ざした産業の活性化」となっていますが、ここでは「産業全般」ではなく「商工業」の方針が示されています。
- ・「商店街の活性化をすすめます」としていますが、市の商店街が衰退してきています。なお、経済産業省の商業統計では、「商店街」は「小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるもの」と定義されています。
- ・我孫子の資源をいかした観光についての方針が、示されていません。

##### ◆論点

- ・タイトルを「地域に根ざした商工業の活性化」とする方

向で検討する必要があります。

- ・「地域に密着した商店街の活性化」については、個店の魅力化や集団化などによって、地域に密着した「商業」を活性化していくという方向で検討する必要があります。
- ・観光によって商業振興を図っていくという方向で観光の方針を示していく必要があります。

#### (2) 我孫子らしい農業の振興

##### ◇現状と課題

- ・「地元農産物が地元を中心に消費される農業の確立」とありますが、野菜については市内だけでは消費できない量が生産されています。
- ・「農業の持つ多面的機能」とは、自然環境の保全や水源のかん養、農村景観の保全、文化の伝承など農産物の供給以外の多面にわたる機能のことですが、我孫子市のような都市部では、すべての機能を大切にすることは困難となっています。
- ・農業従事者の高齢化や担い手不足、農業所得の低迷、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は危機的な状況であるため、生産性の向上や担い手の育成、農産物の販路拡大などによって農業の振興を図っていく必要があります。

##### ◆論点

- ・安定した農業を営めるようにしていくため、大量消費地の近郊にある条件をいかし、農産物のブランド化を進めるなど付加価値を高める工夫を行っていく方向で検討する必要があります。
- ・市として大切にしていく「農業の持つ多面的機能」を絞っていく方向で検討する必要があります。
- ・【第二次基本計画の付帯意見書の意見】  
農業は、サプライサイドの地産地消を越えて、消費者優先のデマンドサイド農業を展開し、商圏を市内に限定せず関東・東京圏や全国に向けたマーケティング農業（配送販売農業）を検討すべきです。

#### (3) まちに活力を生む新たな産業の育成

##### ◇現状と課題

- ・市民事業の支援をすすめていくことを方針として示していますが、市民事業を支援する目的は、産業の育成というより地域課題への対応にあります。
- ・まちに活力を生む「新たな産業」のイメージが明らかになつていません。
- ・新たな産業が育つ環境づくりは、今後、税収の減少が見込まれる中で、活力あるまちづくりや税収の確保、雇用の確保に向けて重要な課題となっており、自然環境ゾーン内で工業をはじめとした商業・業務系の土地利用の推進が検討されています。
- ・1節の「新たな産業が育つ環境づくり」と2節の「新たな産業の創出」とが、重複したような表現となっています。

##### ◆論点

- ・市民事業の支援については、「市民活動」の分野で記述する方向で検討する必要があります。
- ・まちに活力を生む「新たな産業」のイメージを明らかにする方向で検討する必要があります。
- ・新たな産業が育つ環境づくりについては、今後は、既存ストックを活用しての企業誘致や、面的整備を必要とする企業誘致を進めていくという方向で検討する必要があります。
- ・2節の「新たな産業の創出や既存産業の活性化により、市内に働く場をつくりだします」については、雇用の創出に特化して検討する必要があります。

### 3) 健康福祉

#### (1) 健康な生活を支える体制の整備

##### ◇現状と課題

- ・「疾病の予防から緊急時の対応まで」の意味や内容が、わ

かりににくい記述となっています。

- ・安心してくらせる医療体制の確立には、身近な医療から高度医療まで体系的な医療体制の整備を図ることが必要であり、そのためには、市内だけでなく広域的な医療機関の連携が不可欠となっています。

#### ◆論点

- ・「疾病の予防から緊急時の対応まで」という記述については、その意味や内容がわかるように変更する方向で検討する必要があります。
- ・安心してくらせる医療体制の確立については、広域的な医療機関の連携の視点から補強する方向で検討する必要があります。

### (2) 地域で支え合う福祉の充実

#### ◇現状と課題

- ・地域での共同意識の希薄化や少子高齢化などによって、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が低下してきており、多様化・複雑化した地域の課題や要望に、今まで公助で担ってきた部分も含めて、行政だけで対応していくことが困難となっています。
- ・また、同時にコミュニティ活動が衰退してきている中で、地域のさまざまな課題や要望に、一つの団体が包括的に対応することや個別の取り組みで解決することが困難となっています。
- ・「地域福祉を実現するため、ボランティア活動をはじめ市民のさまざまな活動を支援し、市民が共に支え合う体制を整備します。」とありますが、急激な高齢社会の進展などに伴う諸問題に対して、市民が共に支え合う体制の整備は十分とは言えません。

#### ◆論点

- ・多様化・複雑化した地域の課題や要望に対して、今後どういうしくみをつくってどう地域の中で対応していくのか、それに行行政がどう関わってどう対応していくのか、地域の成り立ちや地域での共同意識の状況、高齢化率などにそれぞれ地域差があることを踏まえながら、地域コミュニティを再構築していくしくみについて検討する必要があります。

### (3) 必要なときに必要に応じて受けられる福祉サービス体系の確立

#### ◇現状と課題

- ・「子育ち支援」については、「生涯学習」分野だけではなく、この「健康福祉」分野でも、より明確に記述する必要があります。
- ・「高齢者が住み慣れた地域で、安心してくらせる環境づくりをすすめます。」とありますが、特別養護老人ホームの入所待機者が、現在市内で400名を超えていることなどから、高齢者が住み慣れた地域で安心してくらせる環境づくりをさらに進めしていく必要があります。
- ・障害者にとっての自立とは、障害の種類や程度、年齢に応じて福祉サービスを利用しながら、自分らしい生活を送ることであるとされていますが、一般的には、自立とは、他からの助けや支援を受けずに、自分の力で生活することと捉えられがちです。

#### ◆論点

- ・「子育ち支援」を、「生涯学習」分野だけではなく、この「健康福祉」分野でもきちんと読み込むことができる方向で検討する必要があります。
- ・障害者にとっての自立とは、障害があっても、必要に応じて必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域の中でその人がその人らしく（自分らしく）、できる限り自立した生活を続けていくようになることなので、そのように読み取れる方向で検討する必要があります。

### 4) 市民活動

#### (1) 市民の自主的なまちづくり活動への支援

#### ◇現状と課題

- ・地域での共同意識の希薄化や少子高齢化などによって、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が低下してきており、多様化・複雑化した地域の課題や要望に、今まで公助で担ってきた部分も含めて、行政だけで対応していくことが困難となっています。
- ・また、同時にコミュニティ活動が衰退してきている中で、地域のさまざまな課題や要望に、一つの団体が包括的に対応することや個別の取り組みで解決することが困難となっています。
- ・「産業」の分野で市民事業の支援について記述されていますが、市民事業を支援する目的は、産業の育成というより地域課題への対応にあります。
- ・「都市基盤」の分野で近隣センターなどのコミュニティ施設の整備について記述されていますが、コミュニティ整備計画変更計画書で位置づけた11館の整備計画のうち、平成22年度には10館目の整備が完了する予定であることから、今後の市の役割は、主にコミュニティ活動などへのソフト的な支援にあります。また、コミュニティ活動への支援については、ソフト面での支援がこの分野で、ハード面での支援が「都市基盤」の分野で、分かれて記述されています。
- ・消費者行政についての記述が、「市民活動」の分野でいいのかといった課題があります。

#### ◆論点

- ・多様化・複雑化した地域の課題や要望に対して、今後どういうしくみをつくってどう地域の中で対応していくのか、それに行行政がどう関わってどう対応していくのか、地域の成り立ちや地域での共同意識の状況、高齢化率などにそれぞれ地域差があることを踏まえながら、地域コミュニティを再構築していくしくみについて検討する必要があります。
- ・市民事業の支援について記述する方向で検討する必要があります。
- ・「都市基盤」の2章「良好な住環境を支える生活基盤の整備」5節で記述されているコミュニティ施設の整備について、この分野で記述する方向で検討する必要があります。
- ・4節の消費者行政については、どの分野での記述が妥当かどうかについて検討する必要があります。

### (3) 國際性をはぐくむ市民活動の活性化

#### ◇現状と課題

- ・「地域の国際化」とはどういうことなのかがわかりにくいといった課題があります。
- ・国際性豊かな人材が育つ環境づくりについては、「市民活動」の分野だけでは実現できない施策であり、学校教育などの分野も含めて取り組む必要があります。

#### ◆論点

- ・「地域の国際化」とはどういうことなのかがわかりにくうことから、検討する必要があります。
- ・国際性豊かな人材が育つ環境づくりについては、「生涯学習」の分野に移して記述するか、「市民活動」と「生涯学習」の両方の分野で記述するかも含めて、検討する必要があります。

### 5) 生涯学習

#### (1) 市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実

#### ◇現状と課題

- ・市民や団体への学習支援については、1節の前段と2節の前段に記述しており、人材育成や人材活用については、1節の後段と2節の後段に記述しており、まとめを欠く記述となっています。
- ・文化・芸術活動への支援のうち、自主的な文化・芸術活動への間接的な支援がこの章で、新たな文化・芸術活動への直接的な支援が3章の「新たな文化の創造と地域文

化の継承」で、分かれて記述されています。

- ・スポーツの振興は、市民の健康づくりや市内のアスリート支援などの視点から、今後ますます大切な施策です。

#### ◆論点

- ・1節の前段（市民への学習の場と機会の提供）と2節の前段（学習活動団体への支援）を学習支援として一つにまとめ、1節の後段（学習成果の活用とまちづくり活動への展開支援）と2節の後段（地域の人材活用と人材育成）を人材育成・活用として一つにまとめる方向で検討する必要があります。
- ・3節の自主的な文化・芸術活動への間接的な支援については、3章「新たな文化の創造と地域文化の継承」に移し、3章を大きく「文化」と捉える方向で検討する必要があります。
- ・4節のスポーツの振興については、市民の健康づくりや市内のアスリート支援などの視点から補強し、節レベルから章レベルに格上げする方向で検討する必要があります。

### (2) 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

#### ◇現状と課題

- ・子どもの成長や自立への支援に、地域の資源や特性を活用していく視点が欠けています。

#### ◆論点

- ・子どもの成長や自立への支援に、地域の資源や特性を活用していく視点を追加する方向で検討する必要があります。

### (3) 新たな文化の創造と地域文化の継承

#### ◇現状と課題

- ・文化・芸術活動への支援のうち、自主的な文化・芸術活動への間接的な支援が1章の「市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実」で、新たな文化・芸術活動への直接的な支援がこの章で、分かれて記述されています。

#### ◆論点

- ・1章の自主的な文化・芸術活動への間接的な支援をこの章に移し、この章を大きく「文化」と捉える方向で検討する必要があります。

## 6) 都市基盤

### (1) 適正な土地利用の実現

#### ◇現状と課題

- ・活力あるまちづくりに向けて、自然環境ゾーン内で工業をはじめとした商業・業務系の土地利用の推進が検討されていますが、「快適でくらしやすいまちをつくるため」という表現だけでは、活力あるまちづくりに向けた土地利用が読めない方針となっています。
- ・「きめ細かな土地利用方針を確立し、これに即した規制・誘導」とありますが、土地利用方針は、都市計画マスター プランや用途地域などの都市計画によってすでにある程度確立されているとともに、「きめ細かな土地利用方針」というより、むしろ「きめ細かな規制・誘導」を行っていく必要があります。
- ・土地利用方針は、都市計画マスタープランや用途地域などの都市計画によってすでにある程度確立されていますが、千葉柏道路などの骨格道路が整備されることになった場合は、市として、その沿道などでの土地利用の方針を国に提示していく必要があります。

#### ◆論点

- ・活力あるまちづくりに向けて、工業をはじめとした商業・業務系の基盤整備も進めていく方向で検討する必要があります。
- ・「地区特性等に応じたきめ細かな土地利用方針を確立し、これに即した規制・誘導や良好な基盤整備をすすめます」という表現を、例えば、「地区特性等に応じた土地利用をすすめ、これに即したきめ細かな規制・誘導や良好な基盤整備をすすめます」や、「地区特性等に応じた土地利用

方針に基づいて、きめ細かな規制・誘導や良好な基盤整備をすすめます」などに改める方向で検討する必要があります。

- ・活力あるまちづくりに向けて、千葉柏道路の整備をまちの発展にいかしていく視点から、その沿道などでの土地利用のあり方について検討し記述していくかどうか、今後さらに検討していく必要があります。

### (2) 良好的な住環境を支える生活基盤の整備

#### ◇現状と課題

- ・1節の「公園・緑地を適正な配置に配慮し、より身近で親しみやすい空間として整備するとともに、」は、読みにくい表現となっています。
- ・近年、集中豪雨による常襲的な浸水被害が発生しており、浸水被害に対する積極的、優先的な対応が急務となっています。
- ・保水機能の強化は、より災害に強いまちにするために行っていますが、その理由が明らかになっていません。
- ・市の雨水対策としては、河川への対策や下水道方式による対策を講じています。
- ・近隣センターなどのコミュニティ施設の整備については、コミュニティ整備計画変更計画書で位置づけた11館の整備計画のうち、平成22年度には10館目の整備が完了する予定であることから、今後の市の役割は主にコミュニティ活動などへのソフト的な支援にあります。また、コミュニティ活動への支援については、ハード面での支援がこの分野で、ソフト面での支援が「市民活動」の分野で、分かれて記述されています。

#### ◆論点

- ・1節については、読みやすい表現の工夫を検討する必要があります。
- ・浸水被害対策については、積極的、優先的に対応していく必要があることから、記述内容や記述位置について検討する必要があります。
- ・保水機能の強化を図る理由を明らかにする方向で検討する必要があります。
- ・市の雨水対策は、下水道方式による雨水対策と河川による雨水対策の両方を効果的に使いながら対応していくという視点で、記述内容を検討する必要があります。
- ・5節のコミュニティ施設の計画的な整備については、ここから削除し、「市民活動」の分野で記述する方向で検討する必要があります。

### (3) 総合的な交通環境の整備

#### ◇現状と課題

- ・幹線道路網の中には、整備の見通しが立っていない都市計画道路があります。
- ・国による千葉柏道路が計画されており、千葉柏道路が整備されることになった場合は、市として、市内の交通体系を見直していく必要があります。
- ・近年、自転車が歩行者を脅かす存在となっていました。
- ・交通安全意識の高揚については、「防災・防犯」の分野での記述が適切です。
- ・交通環境の整備にあたって、地球温暖化の防止など環境への配慮の視点が欠けています。

#### ◆論点

- ・活力あるまちづくりに向けて、千葉柏道路の整備や都市計画道路の見直しも視野に入れ、幹線道路網の配置について再度検証していくことを記述する方向で検討する必要があります。
- ・歩行者や自転車の交通環境の整備については、近年、自転車が歩行者を脅かす存在となってきたことを踏まえ、両者の関係を意識して検討する必要があります。
- ・交通安全の取り組みのうち、交通安全意識の高揚については、「防災・防犯」の分野で記述する方向で検討する必要があります。

- ・交通環境の整備については、地球温暖化の防止など環境への配慮の視点から、公共交通機関や低公害車の利用促進などについても記述する方向で検討する必要があります。

#### (4) 良質な住宅供給の推進

##### ◇現状と課題

- ・市の財政状況から市営住宅の新たな供給や建替え、良質化は困難な状況ですが、福祉の面から公営住宅の供給が必要です。
- ・現在、市では、木造住宅の耐震改修やマンションの耐震診断への助成などを行っています。
- ・定住化を支える新たな住宅施策については、以前都市計画課で検討してまとめた経緯がありますが、子育て世代の増加や財政事情などによって具体的な施策を展開していない状況です。

##### ◆論点

- ・公営住宅の供給・良質化の推進については、民間住宅の借上げや空き家等ストックの活用などによって住まいの場を供給していく方向で検討するとともに、それに合わせて「良質な住宅供給の推進」というタイトルを見直す必要があります。
- ・市が進めている住宅の耐震化への支援について記述する方向で検討する必要があります。
- ・定住化を支える新たな住宅施策についての記述の見直しを行うとともに、この章を節レベルに格下げし、2章の「良好な住環境を支える生活基盤の整備」の中で記述する方向で検討する必要があります。
- ・定住化を支える新たな住宅施策については、市内のバランスある発展を図っていく視点から検討していく必要があります。

#### 7) 防災・防犯

##### ◇現状と課題

- ・1節に「大規模地震、治水などの対策」とありますが、「大規模地震」は災害であり、「治水」は水害などの災害への対策であることから、言葉のレベルが揃っていません。
- ・日頃の市民の意識や行動で、災害による被害を低減させることができます。
- ・高齢化の進展に伴って、災害時要援護者（災害弱者）への対応が、より深刻な課題となっています。
- ・市では公共施設の耐震化を計画的に進めていますが、記述がありません。
- ・「都市基盤」の分野で交通安全意識の高揚について記述されていますが、この「防災・防犯」分野での記述が適切です。
- ・近年、市民の防犯意識の高まりとともに、組織化された自主的な防犯活動が活発になってきています。
- ・平成16年に施行された通称「国民保護法」に武力攻撃事態等における市の責務や役割が定めてあることへの対応や、新型インフルエンザをはじめとした感染症への対応など、危機管理についての記述がありません。

##### ◆論点

- ・1節の「大規模地震、治水などの対策」については、例えば、「大規模地震や利根川の氾濫などの大規模水害への対策」などの表現に改める方向で検討する必要があります。
- ・災害に強いまちづくりについて、災害時要援護者（災害弱者）への対応も含めて、市民と協働で進めていく視点で検討する必要があります。
- ・公共施設の耐震化の推進について、防災の視点で記述する必要があります。
- ・交通安全意識の高揚について記述する方向で検討する必要があります。
- ・自主防犯組織について、3節で記述する方向で検討する必要があります。
- ・武力攻撃事態等においては、市国民保護計画に基づき、市民の保護のための実施体制の確立や住民の避難、救援

などの対策を講じていく必要があることや、新型インフルエンザをはじめとした感染症対策も進めていく必要があることから、危機管理について記述する方向で見直すとともに、「防災・防犯」というタイトルについては、危機管理も読み取れる方向で検討する必要があります。

#### 7. 地地区別構想

##### ◇現状と課題

- ・地区別構想は、前段で地区の現状や特徴を整理し、後段でそれを踏まえた地区のビジョンが描かれていますが、地区の現状や特徴について策定時と現在とで異なっています。
- ・地域での共同意識の希薄化や少子高齢化などによって、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が低下してきており、多様化・複雑化した地域の課題や要望に、今まで公助で担ってきた部分も含めて、行政だけで対応していくことが困難となっています。
- ・また、同時にコミュニティ活動が衰退してきている中で、地域のさまざまな課題や要望に、一つの団体が包括的に対応することや個別の取り組みで解決することが困難となっています。

##### ◆論点

- ・地区的現状や特徴について策定時と現在とで異なっている部分について、見直しを検討する必要があります。

#### 8. 構想の実現に向けて

##### リード文

##### ◇現状と課題

- ・平成19年に地方分権改革推進法が施行され、同法に基づき設置された地方分権改革推進委員会では、自治行政権、自治財産権、自治立法権を有する「地方政府」の確立を柱とする第1次勧告（平成20年5月）と、「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大を柱とする第2次勧告（平成20年12月）を行いました。
- ・自立した都市として持続可能な行財政運営を進めていくうえで不可欠となっている「継続的な行財政改革」についての記述がありません。

##### ◆論点

- ・地方分権の進展状況を踏まえ、より住民自治を推進する視点で検討する必要があります。
- ・地方分権改革推進委員会の勧告では、基礎的自治体の役割を改めて明記し、県からの権限委譲や条例制定権の拡大などを進める必要があるとしていることから、これらに対応する行政体制の整備について記述する方向で検討する必要があります。
- ・「継続的な行財政改革」について記述する方向で検討する必要があります。
- ・「構想の実現に向けて」の柱については、大きく「協働」、「行財政運営」、「行財政改革」、「広域行政」とする方向でそれらのタイトルも含めて検討し、「情報化の推進」については、「行財政運営」の中で記述する方向で検討する必要があります。

#### 1) 市民と市が協働ですすめるまちづくりの推進

##### ◇現状と課題

- ・市では、すでにNPOとの協働については統一した考え方を示していますが、協働全般の考え方については整理ができていません。
- ・市民と市が協働ですすめる「まちづくりに積極的に対応できる市の体制を整えます。」とあり、市ではすでに協働の体制づくりが進んでいますが、地方分権改革推進委員会の勧告では、住民自治を確立するため、住民の意思が自治体運営に確実に反映される体制の整備が必要であるとされています。
- ・市民には、受益者負担も含めて市民としての役割を意識してもらう必要があります。

## ◆論点

- ・協働には、市民の自主的な活動との連携、対等な協働、行政への市民参加の3つの側面があることを踏まえて、協働の考え方を整理する必要があります。
- ・市民と市が協働ですすめる「まちづくりに積極的に対応できる市の体制の整備」については、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、住民自治を確立するため、より住民の意思が自治体運営に確実に反映される体制の整備について記述する方向で検討する必要があります。

## 2)総合的・効率的な行財政運営

### (1)総合的・計画的な行政運営

#### ◇現状と課題

- ・市長等からその補助機関である職員への権限委譲や、管理部門で主に担っている人事や財政などの権限の一部を各部門へ委譲することなど、行政内部での分権化も含めた効率的な行政運営や、公と民の役割分担、行政機能や質の向上についての記述がありません。

#### ◆論点

- ・市長等からその補助機関である職員への権限委譲や、管理部門で主に担っている人事や財政などの権限の一部を各部門へ委譲することなど、行政内部での分権化も含めた効率的な行政運営についての取り組みや、公と民の役割分担、行政機能や質の向上について、改めて記述する方向で検討する必要があります。

### (2)効率的・効果的な財政運営

#### ◇現状と課題

- ・事業のスクラップアンドビルトについての記述がありません。
- ・財源の確保に、受益者負担の視点が欠けています。
- ・今後の財政規模の方向性についての記述がありません。

#### ◆論点

- ・事業のスクラップアンドビルトについて記述する方向で検討する必要があります。
- ・財源の確保については、受益者負担の視点から補強する方向で検討する必要があります。
- ・今後、財政規模を縮小するのか、拡大するのか、現状維持とするのかといった財政規模の方向性については、それが人口の増減によっても変化しうることや、基本構想でそれを明らかにすると拘束されてしまうことから、記述すべきではないと考えられます。

### (3)重点事業の採用

#### ◇現状と課題

- ・「重点事業」という表現は、「重点施策」（第二次基本計画でいえば「重点プロジェクト」）という表現が適切です。
- ・この章の内容は、一つの独立した章として扱うのではなく、1章の「総合的・計画的な行政運営」の中で記述する要素の一つです。

#### ◆論点

- ・「重点事業」という表現は、「重点施策」という表現に修正する必要があります。
- ・この章の内容については、1章の「総合的・計画的な行政運営」の中で記述する方向で検討する必要があります。

### (4)適切な行政評価に基づく行財政運営

#### ◇現状と課題

- ・行政評価は、行財政改革を進めるうえでの一つの手段であり、行財政改革は、社会環境の急激な変化に対応しながら持続可能な行財政運営を進めていくうえでの大きな柱ですが、行財政改革を柱とした記述がありません。

#### ◆論点

- ・この節を行財政改革についての章として格上げし、社会環境の急激な変化に対応できる計画のあり方や市民との協働のあり方、行政機能や行政サービスのあり方など、

行財政改革の要素について検討し記述する方向で検討する必要があります。ただし、行財政改革は、2節の「効率的・効果的な財政運営」の「効率的・効果的な」の部分で重複するため、行財政改革と「効率的・効果的な財政運営」との切り分けや、「効率的・効果的な財政運営」というタイトルの工夫を検討する必要があります。

## 3)情報化の推進

#### ◇現状と課題

- ・すでに情報化推進の基本方針が策定されています。
- ・情報基盤の整備に伴い、行政と地域の間で情報化の境界が無くなっています。
- ・市民生活の活性化に向けた情報化については、施策の展開が図られていますが、地域経済の活性化に向けた情報化については、施策の展開が図られていません。
- ・個人情報を含む行政情報の電子化の進展やネットワーク環境の整備、記憶媒体の大容量化などに伴って、不正操作や犯罪、事故などによる情報の流出や改ざん、破壊などの脅威が増しています。
- ・以上の現状と課題を踏まえると、「情報化の推進」は、「行財政運営」の中で記述するレベルとなっています。

#### ◆論点

- ・情報化の推進については、情報化推進の基本方針が策定されていること、行政と地域の間で情報化の境界が無くなっていますこと、地域経済の活性化に向けた情報化について施策展開が図られていないこと、不正操作や犯罪、事故などによる個人情報を含む行政情報の流出や改ざん、破壊などの脅威が増していることを踏まえて、検討する必要があります。
- ・「情報化の推進」については、「行財政運営」の中で記述する方向で検討する必要があります。

## 4)広域行政の推進

#### ◇現状と課題

- ・広域行政推進の要因は、市民の生活圏の拡大というより、むしろ、市民サービスの向上、市民生活のレベル・質の向上、防災・医療・危機管理、効率的・効率的な行財政運営にあり、今後は、市民の理解を得ながら広域連携の取り組みを強化していく必要があります。また、広域連携を進めていくにあたっては、近隣自治体間の連携だけではなく、市民相互の連携についても取り組んでいく必要があります。
- ・観光などまちの魅力を向上させるための積極的な広域連携の取り組みが読みない記述となっています。
- ・広域行政推進の要因は、市民の生活圏の拡大だけではありません。
- ・「成田線複線化」とありますが、成田線についての当面の目標は、増発などによる利便性の向上にあります。

#### ◆論点

- ・広域行政推進の要因は、市民の生活圏の拡大というより、むしろ、市民サービスの向上、市民生活のレベル・質の向上、防災・医療・危機管理、効率的・効率的な行財政運営にあることや、今後は、市民の理解を得ながら広域連携の取り組みを強化していく必要があること、広域連携を進めていくにあたっては、近隣自治体間の連携だけではなく、市民相互の連携についても取り組んでいく必要があります。
- ・観光などまちの魅力を向上させるための積極的な広域連携の取り組みについて、記述する方向で検討する必要があります。
- ・成田線についての当面の目標は、増発などによる利便性の向上にあることから、「成田線複線化」という文言については、見直す方向で検討する必要があります。

## 9.「Ⅱ. 基本構想見直しの視点」で課題・視点として掲げた地域コミュニティの再構築

### ◆現状と課題

現在、少子高齢化をはじめとした社会環境の大きな変化によって、多様化・複雑化したさまざまな地域の課題や地域住民からの要望が生じてきていますが、今まで家庭や地域が持っていた自助・共助の機能が、地域での共同意識の希薄化や少子高齢化などによって低下している状況と相まって、これら地域の課題や要望に、今まで公助で担ってきた部分も含めて、行政だけで対応し解決していくことは困難な状況となってきています。

このため、行政には地域と協働して課題を解決していくための総合的な取り組みが求められていますが、その取り組みは各部署と各種地域団体との間で事業ごとに行う縦割りの構造となっています。

また、地域の中では、これまで自治会や町内会、まちづくり協議会が中心となって地域のコミュニティ活動に取り組むとともに、地区社会福祉協議会などの新たな分野別のコミュニティ組織や地域に限定されないNPOなどの市民活動団体が、それぞれの専門性を生かして多様な活動を展開してきたところです。

しかし、地域での共同意識の希薄化や地域活動の担い手の高齢化によってコミュニティ活動が衰退してきている中で、地域を取り巻くさまざまな課題を一つの団体が包括的に対応することや個別の取り組みで解決することが困難な状況となっています。

このため、平成20年度に市民活動支援課を中心となつて進めてきた「新たな地域コミュニティのあり方勉強会」で、今後は、行政内部に共同事務局による地域課題に関する連絡会を組織し、地域で展開されるモデル事業をおおして把握した地域の実態や各部署で所掌している地域の情報を共有し、地域の現状や抱えている課題を把握し、適切な支援体制を整えていく必要があることを確認したところです。

### ◆論点

- ・多様化・複雑化した地域の課題や要望に対して、今後どういうしくみをつくってどう地域の中で対応していくのか、それに行行政がどう関わってどう対応していくのか、地域の成り立ちや地域での共同意識の状況、高齢化率などにそれぞれ地域差があることを踏まえながら、地域コミュニティを再構築していくしくみについて検討する必要があります。

### ・【まちづくり専門家会議での意見】

自助・共助の機能の低下は、深刻な状況であり、今回の見直しでしっかり検討した方が良いと考えます。

## IV. 基本構想等の見直しの進め方

今後は、この基本構想見直し方針に掲げた見直しの論点をベースとして、次のとおり、総合計画審議会や府内の策定委員会を中心に、本格的な基本構想の見直しを行い、これに合わせて基本計画等の見直しを進めます。

### 1. 見直し体制

#### 1)市民参加と情報共有

##### ①総合計画審議会の設置

我孫子市総合計画審議会条例に基づき、基本構想をはじめとした総合計画の見直し・策定について調査、審議を行うため、公募の市民、市民団体等に属する方、学識経験者など25人程度で構成する総合計画審議会を設置します。

##### ②市政ふれあい懇談会の開催

基本構想の見直しについて、広く市民の意見を聴くため、市政ふれあい懇談会を開催します。

##### ③パブリックコメントの実施

基本構想をはじめとした総合計画の見直し・策定について、広く市民への情報提供と市民からの意見聴取を行うため、パブリックコメントを実施します。

#### ④市民アンケートの実施

第二次基本計画に基づいて実施してきた施策に対する市民の満足度等を把握して、基本計画の見直しにいかすため、市民アンケートを実施します。

#### ⑤まちづくり専門家会議の意見

基本構想について有識者の意見を聴いておく必要がある場合は、今後開催するまちづくり専門家会議の中で意見を聴いていきます。

#### ⑥広報あびこやホームページの活用

市民との情報の共有化を図るため、広報あびこや市のホームページを活用して、市民への情報公開を徹底します。

## 2) 府内での策定体制

#### ①総合計画策定委員会やワーキングチームの設置

基本構想をはじめとした総合計画の見直し・策定を行うため、次長・課長で構成する総合計画策定委員会を設置します。

#### ②活力ある地域づくり推進会議や府議等の活用

活力ある地域づくり推進会議や府議をはじめ、関係各課の意見を聴きます。

## 2. 見直しスケジュール

基本構想をはじめとした総合計画の見直し・策定は、平成24年4月のスタートを目指し、おおむね次のスケジュールにより進めます。

平成21年11月 基本構想の検討開始

総合計画策定委員会の設置

総合計画審議会の設置

平成22年10月 基本計画の検討開始

ワーキングチームの設置

平成22年11月 市政ふれあい懇談会の開催

平成23年 2月 基本構想のパブリックコメント実施

平成23年 3月 基本構想の諮問・答申

平成23年 4月 基本計画の市民アンケート実施

平成23年 5月 基本構想（案）の決定

平成23年 6月 基本構想の議会議上程

平成23年 9月 基本計画のパブリックコメント実施

平成23年10月 実施計画の検討開始

平成23年11月 基本計画の決定

平成24年 2月 実施計画の決定